

岩手県告示第120号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第11条第3項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出に関し、平成25年2月19日付けで、必要な措置を講ずべきことを勧告しない旨通知した。

平成25年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 イオンタウン株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目51番41